

基 発 1117 第 1 号

平成 27 年 11 月 17 日

一般社団法人日本経済団体連合会 殿

厚生労働省労働基準局長

学生アルバイトの労働条件の確保について（要請）

高等教育機関進学率が趨勢的に上昇し、長期休暇中と授業期間中の両方ともアルバイトで働く学生の割合が増加傾向にあり、また実態として学生のアルバイト時間も増加傾向にあるなど、学生とアルバイトとの結びつきは強まってきています。このため、学生の本分である学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な両立が求められるところです。

こうした中、本年 6 月に厚生労働省が実施した「労働基準局長と大学生の座談会」において、試験前にもかかわらずアルバイトを休みにくいことがあったなどの意見があったところです。また、先の通常国会においても、学生アルバイトの実態把握の必要性等についての議論がありました。

これらのことを受け、厚生労働省では、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、本年 8 月下旬から 9 月にかけて、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果を取りまとめるとともに、今後、高校生についても別途調査を実施する予定です。

大学生等に対する調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が 58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

御承知のとおり、労働基準法をはじめとする労働基準関係法令は、労働時間、賃金その他の労働条件の最低基準を定めており、事業主は、これを遵守し、学生アルバイトについても適正な労働条件を確保する必要があります。加えて、学生の本分は学業であることにも御配慮いただき、シフト設定上の配慮等学業とアルバイトが適切な形で両立で

きる環境を整えていただくことも重要です。

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導等を行ってまいりましたが、今回の調査結果を踏まえ、貴会をはじめとする事業主団体への要請等のほか、学生や事業主へのチラシ等の作成による周知・啓発、学生・生徒向けの労働法教育のさらなる充実、学生が相談しやすい環境整備等を通じた相談体制の充実等、各種の取組を、文部科学省等とも連携しながら実施していく方針です。

以上のことから、各事業主においても、学生アルバイトについて、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与等の労働基準関係法令の遵守はもとより、学生の本分は学業であることを御理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、シフト設定に際しての御配慮等をいただきたいと考えております。つきましては、貴会におかれては、以上の点について周知・啓発に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省におきましては、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関する事項について、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方々に御理解いただくため、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>) による情報発信を行っているほか、労働者や事業主の方々から無料で御相談をお受けする「労働条件相談ほっとライン」

(0120-811-610) を開設しておりますので、これらにつきましても周知をお願いいたします。

日本商工会議所会頭 殿

厚生労働省労働基準局長

学生アルバイトの労働条件の確保について（要請）

高等教育機関進学率が趨勢的に上昇し、長期休暇中と授業期間中の両方ともアルバイトで働く学生の割合が増加傾向にあり、また実態として学生のアルバイト時間も増加傾向にあるなど、学生とアルバイトとの結びつきは強まってきています。このため、学生の本分である学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な両立が求められるところです。

こうした中、本年 6 月に厚生労働省が実施した「労働基準局長と大学生の座談会」において、試験前にもかかわらずアルバイトを休みにくいことがあったなどの意見があったところです。また、先の通常国会においても、学生アルバイトの実態把握の必要性等についての議論がありました。

これらのことを受け、厚生労働省では、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、本年 8 月下旬から 9 月にかけて、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果を取りまとめるとともに、今後、高校生についても別途調査を実施する予定です。

大学生等に対する調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が 58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

御承知のとおり、労働基準法をはじめとする労働基準関係法令は、労働時間、賃金その他の労働条件の最低基準を定めており、事業主は、これを遵守し、学生アルバイトについても適正な労働条件を確保する必要があります。加えて、学生の本分は学業であることにも御配慮いただき、シフト設定上の配慮等学業とアルバイトが適切な形で両立で

きる環境を整えていただくことも重要です。

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導等を行ってまいりましたが、今回の調査結果を踏まえ、貴所をはじめとする事業主団体への要請等のほか、学生や事業主へのチラシ等の作成による周知・啓発、学生・生徒向けの労働法教育のさらなる充実、学生が相談しやすい環境整備等を通じた相談体制の充実等、各種の取組を、文部科学省等とも連携しながら実施していく方針です。

以上のことから、各事業主においても、学生アルバイトについて、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与等の労働基準関係法令の遵守はもとより、学生の本分は学業であることを御理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、シフト設定に際しての御配慮等をいただきたいと考えております。つきましては、貴所におかれては、以上の点について周知・啓発に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省におきましては、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関する事項について、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方々に御理解いただくため、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>) による情報発信を行っているほか、労働者や事業主の方々から無料で御相談をお受けする「労働条件相談ほっとライン」

(0120-811-610) を開設しておりますので、これらにつきましても周知をお願いいたします。

全国中小企業団体中央会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

学生アルバイトの労働条件の確保について（要請）

高等教育機関進学率が趨勢的に上昇し、長期休暇中と授業期間中の両方ともアルバイトで働く学生の割合が増加傾向にあり、また実態として学生のアルバイト時間も増加傾向にあるなど、学生とアルバイトとの結びつきは強まってきています。このため、学生の本分である学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な両立が求められるところです。

こうした中、本年 6 月に厚生労働省が実施した「労働基準局長と大学生の座談会」において、試験前にもかかわらずアルバイトを休みにくいことがあったなどの意見があったところです。また、先の通常国会においても、学生アルバイトの実態把握の必要性等についての議論がありました。

これらのことを受け、厚生労働省では、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、本年 8 月下旬から 9 月にかけて、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果を取りまとめるとともに、今後、高校生についても別途調査を実施する予定です。

大学生等に対する調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が 58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

御承知のとおり、労働基準法をはじめとする労働基準関係法令は、労働時間、賃金その他の労働条件の最低基準を定めており、事業主は、これを遵守し、学生アルバイトについても適正な労働条件を確保する必要があります。加えて、学生の本分は学業であることにも御配慮いただき、シフト設定上の配慮等学業とアルバイトが適切な形で両立で

きる環境を整えていただくことも重要です。

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導等を行ってまいりましたが、今回の調査結果を踏まえ、貴会をはじめとする事業主団体への要請等のほか、学生や事業主へのチラシ等の作成による周知・啓発、学生・生徒向けの労働法教育のさらなる充実、学生が相談しやすい環境整備等を通じた相談体制の充実等、各種の取組を、文部科学省等とも連携しながら実施していく方針です。

以上のことから、各事業主においても、学生アルバイトについて、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与等の労働基準関係法令の遵守はもとより、学生の本分は学業であることを御理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、シフト設定に際しての御配慮等をいただきたいと考えております。つきましては、貴会におかれては、以上の点について周知・啓発に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省におきましては、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関する事項について、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方々に御理解いただくため、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>) による情報発信を行っているほか、労働者や事業主の方々から無料で御相談をお受けする「労働条件相談ほっとライン」

(0120-811-610) を開設しておりますので、これらにつきましても周知をお願いいたします。